

適用法令	港則法
主な法規制 対象物質	ジフェニルメタンジイソシアネート (MMDI)
取扱事業者 の主な義務	<p>(法第20条)</p> <p>爆発物その他の危険物を積載した船舶は、特定港に入港しようとするときは、港の境界外で港長の指揮を受けなければなりません。</p> <p>危険物については、同条第2項により告示で定めるとされています。</p> <p>(法施行規則第12条)</p> <p>法第20条第2項で規定する危険物は、「港則法施行規則の危険物の種類を定める告示」に記されており、危険物船舶運送及び貯蔵規則の第2条第1号で毒物類が定義されている。</p>